日商協 監査部設け機能拡充

委託者の保護が目的

日本商品先物取引協会（日商協）がその事業を自主規制に特化、改組してから4年。同協会は、平成15年度から監査部を設け、機能の一層の充実を図ることになった。日商協の概要を紹介しよう。

改組し自主規制一本に

日商協は平成3年、商品取引所法の大改正において(社)日本商品取引員協会として設立され、平成11年4月、商取法の再度の改正により民法上の社団法人から商取法上の認可法人に改組、名称を日本商品先物取引協会に改めた。

堀口 亘 会長

改組前は「自主規制」と「業界振興」という二つの目的を持っていたが、改組後は業界振興を日本商品先物振興協会が担当、自主規制一本になっている。これについて同協会は「会員の行う商品市場における取引の受託等を公正かつ円滑ならしめ、委託者の保護を図ることを目的としている」と述べている。

商品取引員全社が加入

会員は平成14年度末で100社。商品取引員の統廃合に伴い漸減傾向にある。加入、脱退は自由だが、日商協は外務員登録業務も行っており、もし、入会しないと外務員を登録するのに主務省まで行かなければならないことなどもあって、商品取引員は全社、加入している。

業務は3本柱で行われている。会員が自主規制ルールに違反した時に、指導、勧告、制裁などを行う自主規制部、委託者と商品取引員とのトラブルなどの時、相談に乗る相談センター、会員各社の研修及び外務員の登録、資格試験などを行う研修登録部である。

また、理事会直属の機関として自主規制、監査、研修、総務、運営（以上常設委）、規律、綱紀、外務員登録等資格、あっせん・調停の各委員会が設けられており、それぞれの担当部と密接に連動して動いている。

特にあっせん・調停委員会は外部の法曹界の人が委員になり、中立・公平を保てるよう努めている。また、研修活動として札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡などで、年間、延べ数10回の研修会を行っている。

会長は法曹界から

さらに、15年度から新たに自主規制業務の一環として監査部を設けた。これは外部情報だけでなく、内部情報も充実させ、不都合のあった会員を「制裁を行う前に指導する」ことも目的としている。

制裁した会員は延べ件数では平成11年度は9社、12年度、13年度は5社、14年度は1社。

役職員は約50人。予算は約10億円。人員は若干、増えているが予算面ではあまり変化はない。協会の性格上、法令遵守が重要とされ、会長は2代続けて大学の法学部教授が就任している。

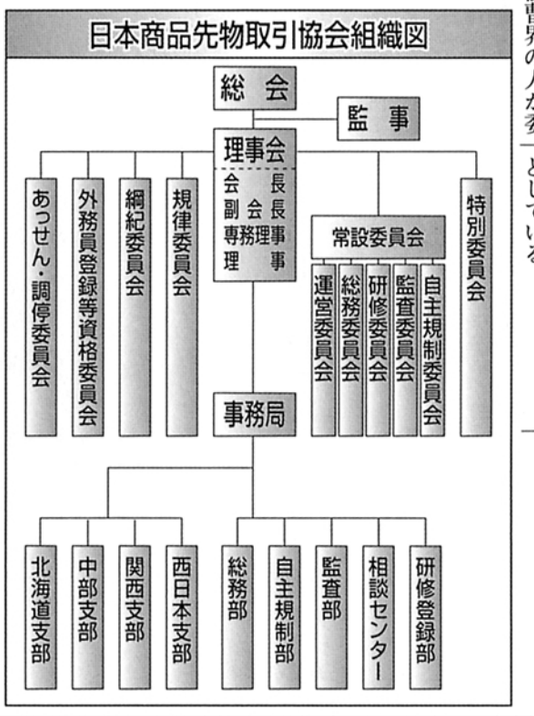

意見

証拠金制度の見直し必要
清算機構 コンセンサスを十分に得て

カネツ商事会長 清水 清

海外におけるクリアリング・ハウス（CH）に相当する機構は、現在、日本の商品先物市場にはないものの、各商品取引所においてCHが行うべき清算及び決済の機能は円滑に行われている。

しかしながら、わが国にCHがないことで、海外の先物業者等では「証拠金の明確な預託先や、清算等が国際的な水準で実施されているかどうか」について、不安をいだいていることも事実のようである。

日本の商品先物市場のグローバル化をより一層推進するためには、CHの創設が時代の趨勢でもあり、あった方が良いと感じるが、CHの創設が絶対不可欠なものとして拘るものではない。

取引所会員等が場勘を決済できず、違約が発生した場合、その事後処理及び対応策については、CHの機能が威力を発揮することは事実としても、大幅な価格変動から違約が発生した場合には、CHの機能が取引所会員等の連鎖倒産を防止するという決定的な方策であるとはいえない。

仮に、CHを創設するのであれば、現行の証拠金制度を全般に亘って、見直す必要がある。また、各商品取引所を横断的に統一したシステムによるクリアリング機能を持つ単体のCH（アウト・ハウス型）が望ましいと考えている。それは、ある取引所はCHがあり、別の取引所ではCHがなかったり、あってもルールが違っていては、委託者や海外からも益々日本の商品先物が理解しづらくなるのではないだろうか。

現行制度では、違約が発生した場合においてトランスファー（建玉の移転）が上手く機能しておらず、委託者の意思によらない建玉の強制手仕舞いや委託証拠金についても一時凍結され、清算に相当時間を要するなど、委託者保護という観点に立つと大きな疑問を持たざるを得ないことも事実である。

理想としては、どんな時でも委託者の証拠金と建玉を他社へ移転できる制度と仕組みが必要であり、そのためには委託者口座内における値洗いの方法と決済システムを統一的に変更する必要があるのではなかろうか。

トランスファー制度とCH導入においては、取次制度の大幅な緩和やクリアリングメンバーとノンクリアリングメンバーとのすみわけ等、いろいろとクリアーしなくてはならない問題がある。現存する(社)商品取引受託債務補償基金協会を衣替えして完全分離保管等の処置を講じながら委託者財産保全も兼ね備えた日本的CHの構想も一つの選択肢と考えられないだろうか。

CHを拙速主義で創設することを避け、業界関係者間でコンセンサスを十分に得て、委託者及び業界内に混乱の起こらないよう配慮しながら設立すべきと考える。